



4 交付申請等の手続きに 関する留意事項



R8 拡充



令和8年度
にいがた安心こむすび住宅推進事業
登録・申請の手引き

令和8年4月1日版



<事業者登録申請期間>
令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

<補助金交付申請期間>
令和8年4月1日(水)～令和8年12月18日(金)

POINT

お手元に「手引き」
をご用意下さい

〔画面では変更点や注意点
なども表示します〕

・事業者登録の申請期間は通年



・補助金の交付申請期間は
令和8年12月18日(金)まで



4 交付申請等の手続きに関する留意事項



手引き P19 (事業スケジュール)

R8.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
-------	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-------	----	----

R7年度より継続実施

事業者登録受付 (R8.4.1~R9.3.31) ※既に登録済の事業者は手続き不要

並行して受付可能

交付申請受付 (R8.4.1~**R8.12.18**)

**受付け期間は、
R8.12.18(金)
まで**

空き家取得→設計

→ 交付決定後、順次工事着手

(事業者登録申請)
随時 交付申請

(事業者登録)
随時 交付決定

連携したこむすび住宅PR(通年)
連携した関連施策のPR

買取再販
事業者

交付申請 (R8.4.1~**R8.12.18**)
工事期間・実績報告 (R8.4.1~R9.3.31)

R9.3.31
実績報告期限

第1回協議会
(夏)

第2回協議会
(冬)

子育て
世帯等

交付決定後から
販売活動開始

県民向け周知・情報発信の**強化** (通年)



4 交付申請等の手続きに関する留意事項 手引き P1 (目次)

POINT



- ・ 第1章 事業の概要
 - 9 事務フロー（リノベーション完成後販売）
 - 10 事務フロー（リノベーションプラン付き販売）
- ・ 第3章 事業の実施
 - 6 中止・廃止承認申請
- ・ 第4章 物件の販売
 - 2 売買契約報告
 - 3 入居完了報告
- ・ 第5章 その他
 - 4 使用するこむすび住宅のロゴマーク

第1章 事業の概要		
1	事業の目的	・・・P4
2	事業の内容	・・・P4
3	対象住宅の要件	・・・P5
4	販売の要件	・・・P6
5	事業者の要件	・・・P8
6	補助対象経費・金額	・・・P10
7	いがた安心こむすび住宅基準	・・・P13
8	事業スケジュール	・・・P19
9	事務フロー（リノベーション完成後販売）	・・・P20
10	事務フロー（リノベーションプラン付き販売）	・・・P21
第2章 事業者登録		
1	事前相談・下提出	・・・P22
2	登録申請	・・・P23
3	登録決定の通知	・・・P23
4	登録事項の変更	・・・P24
5	登録の廃止	・・・P24
6	登録の抹消	・・・P24
第3章 事業の実施		
1	事前相談・下提出	・・・P25
2	交付申請	・・・P25
3	交付決定の通知	・・・P27
4	交付決定の取り消し	・・・P28
5	変更承認申請	・・・P28
6	中止・廃止承認申請	・・・P29
7	事業遂行困難報告	・・・P29
8	申請の取り下げ	・・・P29
9	知事への状況報告	・・・P29
10	事業完了実績報告	・・・P29
11	完了検査・額の確定・補助金支払	・・・P31
第4章 物件の販売		
1	物件の販売・契約	・・・P32
2	売買契約報告	・・・P33
3	入居完了報告	・・・P33
第5章 その他		
1	関係書類の保存等	・・・P34
2	免責事項	・・・P34
3	広告に記載する事項（販売広告の記載例）	・・・P34
4	使用するこむすび住宅のロゴマーク	・・・P34
5	他事業との併用	・・・P35
6	販促物品の提供	・・・P35
7	Q&A	・・・P35
8	質問票	・・・P36



4 交付申請等の手続きに関する留意事項 手引き P2 (更新履歴・凡例)



POINT

(登録・申請の手引き 更新履歴)

Ver.	更新の概要
R8.4.1	令和8年度版 登録・申請の手引きを作成しました
R8.4.2	「こむすび住宅プラス」のロゴを確定版に差し替えました。
R8.4.6	P32の「※令和7年度に交付決定を受け、令和8年度へ繰り越して工事を行っている物件については、令和8年4月1日(要綱改定の適用日)以降であれば、工事完了前であっても契約が可能」の記載を削除しました。 ⇒【理由】令和7年度に交付決定を受けた物件については、あくまで、令和7年度時点における制度要綱等が適用されるため、記載に誤りがありました。

(更新履歴)

手引きを更新した際は、表に更新の概要を記載

(凡例)

黒字	通常の記述
赤字	特に留意いただきたい事項
緑字	参考・アドバイス(質疑等を反映したもの)

(凡例)

赤字：特に留意いただきたい事項
緑字：質疑等を反映した参考・アドバイス



4 交付申請等の手続きに関する留意事項 手引き P3 (はじめに)



POINT

はじめに

1 にいがた安心こむすび住宅推進事業について

新潟県では、「子育てに優しい新潟県」の実現に向け、①経済的支援、②結婚支援、③子育て環境整備を3本柱として、それぞれの取組を強化していくこととしており、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援として、様々な施策・分野において少子化対策につながる子育て施策の推進に努めています。

本事業では、空き家の買取再販事業者と連携し、官民挙げて子育て支援策に取り組むことで、「子育てに優しい新潟県」として社会全体で子育てを応援しているというメッセージを発信し、新潟県で子どもを生み育てたいと思っていただける方々を増やしていきたいと考えています。

2 用語の定義

この手引きで使用する用語の定義は、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱（以下「制度要綱」という。）、にいがた安心こむすび住宅推進事業実施事業者登録制度要綱（以下「登録要綱」という。）、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）で使用する用語の例によります。

- 【令和8年度から新たに定義した4つの用語】
- ① こむすび住宅スタンダード基準（略称「こむすびSTD基準」）
 - ② こむすび住宅プラス基準（略称「こむすび+基準」）
 - ③ リノベーション完成後販売
 - ④ リノベーションプラン付き販売

3 適用する要綱・要領・様式類

この手引きは、以下の要綱・要領の要点をわかりやすく整理し、補足を加えたものです、詳細については各要項・要領の記述をご確認ください。

要項・要領、ならびに様式類は、各種手続きを行う時点の最新版をご使用下さい。

制度要綱	にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱	令和8年4月1日版
登録要綱	にいがた安心こむすび住宅推進事業実施事業者登録制度要綱・様式	令和7年4月1日版
交付要綱	にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱・様式	令和8年4月1日版
交付要領	にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領	令和8年4月1日版

- ・手引きは要綱・要領を解説・補足したもの
- ・正式な情報は要綱・要領を確認してください（HPより入手可）

要綱・要領・様式類のダウンロード →
こむすびHP 事業者向け情報「1 募集情報」






手引き P5 (第1章 対象住宅の要件)



3 対象住宅の要件 (制度要綱第3条)

補助対象となる既存住宅は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 新潟県内に所在する築10年以上の戸建て住宅であること。
 ・住宅以外の建物は対象外
 ・併用住宅の場合は住宅部分のみを補助の対象とする
- (2) 人の居住の用に供したことがある住宅であり、居住その他の使用がなされていないことが常態であること。
 ・現在、いわゆる「空き家」であること
- (3) 事業者が販売目的で取得した住宅であること。
 ・事前に取得していた空き家でも可
 ・連携して事業を実施する者による取得でも可 (手引き第1章5(3)参照)
- (4) 災害等における安全確保の観点から、次の区域内に所在しないこと

ア 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
イ 地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域
ウ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
エ 災害危険区域	建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第39条第1項に規定する災害危険区域

- (5) 改修工事後に、第三者の既存住宅状況調査技術者が、「既存住宅状況調査方法基準」(平成29年国土交通省告示第82号)に従い、調査を実施すること。
 ・第三者 (自社以外の技術者) による調査が必要となるので注意
 (改修後の調査のみを事業の要件としているが、手戻りが生じないよう、必要に応じて着手前にも任意で状況調査を実施することを推奨) (手引き第1章6(1)②参照)
 ・住宅瑕疵担保責任保険法人が行う現場検査を実施する場合は、省略可
- (6) 既存住宅売買瑕疵保険の検査基準を満たしていること。
 ・保険加入は購入者の意向 (任意) によるが、希望すれば加入できる状態とする (検査は必須ではない)
 (改修後の既存住宅状況調査により、瑕疵保険検査基準上支障がないことを確認する)
 ・住宅瑕疵担保責任保険法人が行う現場検査を実施する場合は、検査適合証を添付することで要件を満たすことができる
- (7) 維持保全計画を作成すること。
 ・様式は任意だが、少なくとも点検部位、部位ごとの主な点検項目、点検の時期・内容等を記載すること (長期優良住宅の維持保全計画等を参考に作成することも可)
 (参考) 長期優良住宅の維持保全計画 → 
- (8) 改修工事完了時に建築基準法 (昭和25年法律第201号) その他関係法令に違反していないこと。

令和7年4月1日以降に着手する建築物については、大規模なリフォームを行う際に新たに確認申請が必要となる場合があるので注意
 左: 建築確認についての相談先 → 
 右: 国土交通省リーフレット → 

POINT

- ・ 事前に取得していた空き家でもOK
- ・ 既存住宅状況調査は第三者 (自社以外) による実施が必要
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人が現場検査を実施する場合は、省略可
- ・ 瑕疵担保の検査基準を満たしていることは、既存住宅状況調査報告書により確認 (購入者が希望すれば保険に入れ入る状況で販売する)
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人が現場検査を実施する場合は、検査適合証を添付することで要件を満たすことができる
- ・ R7.4.1建築基準法改正に伴い大規模リフォームは確認申請が必要な場合があるので注意



POINT

新

拡充2

・ 交付申請時に、実施するいずれかの販売方法を選択すること。

4 販売の要件 (制度要綱第4条)

この補助金の交付を受け販売する住宅は、販売方式ごとに、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。交付申請時に、実施するいずれかの販売方式を選択してください。

(1) リノベーション完成後販売及びリノベーションプラン付き販売共通で満たす必要のある項目

ア 自己の居住用に購入する子育て世帯(※1)又は若者夫婦世帯(※2)に販売すること。

※1 子育て世帯：売買契約時に、15歳以下の子を有する世帯

※2 若者夫婦世帯：売買契約時に、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

イ 購入者は、事業者が取得する際の売主でないこと。

・ リフォーム後、空き家の売り主に再度販売することは不可(買取再販にあたらぬ)

ウ 改修工事に係る費用及び雪国型ZEH加算に係る補助相当額を差し引いた額を販売価格とすること。

・ 手引き第1章6(1)の経費のうち、①+④の補助相当額のプライスダウンを行う必要がある

エ 販売広告には次の事項を掲載するとともに、購入者に対して分かりやすく説明し、了解を得ること。

- a いがた安心こむすび住宅推進事業の補助対象住宅であること
- b いがた安心こむすび住宅の各基準への適合のための配慮・工夫事項
- c 改修工事に係る費用及び雪国型ZEH加算に係る補助相当額を差し引いた販売価格
- d 販売対象者が子育て世帯及び若者夫婦世帯に限定されること

・ 手引き第4章3②の同意事項となる

オ 購入者に対して、既存住宅状況調査の結果、維持保全計画及び既存住宅売買瑕疵保険について説明し、了解を得ること。

・ 手引き第4章3②の同意事項となる



POINT



・令和8年度からは、工事完了前であっても契約が可能

拡充2

・90日を経過した場合はいずれかの手続きが必要

(2) リノベーション完成後販売で満たす必要のある項目

ア (1)アの販売条件は、工事が完了する前であっても売買契約を締結できるものとする。

・令和7年度までは、事業完了実績報告後に県から送付される「額の確定通知日」以降に売買契約の締結が可能であったが、令和8年度からは、工事が完了する前であっても売買契約の締結を可能とする

イ (1)アの販売条件は、事業完了実績報告の日から2年間の販売期間を経過した場合は、この限りでない。

・2年間の販売期間中は、子育て世帯等を対象として販売活動を実施する必要がある、入居完了報告時に販売活動実績を報告する(手引き第4章3③参照)
・上記の販売活動実績には、オープンハウス・モデルハウス等として子育て世帯にPRした活動も含む

(3) リノベーションプラン付き販売で満たす必要のある項目

補助金の交付決定を受けた日から起算して90日を経過した日までに子育て世帯又は若者夫婦世帯との売買契約が成立しないときは、次のアからウのいずれかの手続きを講じること。

ア リノベーション完成後販売への変更

・リノベーション完成後販売へ移行する際は、交付要綱第7条に規定する変更承認申請の手続きが必要

イ 補助事業の中止又は廃止

・中止とは補助事業を一時的に止めることをいい、廃止とは補助事業を完全にやめることをいう
・プラン付き販売において、90日間で契約に至らず、補助事業を取り止める場合は、廃止承認申請を提出

ウ 期間の延長等(知事が認めた場合)

・例えば、90日を経過しそうだが、現在商談中で、もう少しで契約に至りそうな場合など、特殊な事情があれば、連絡をいただき、90日の期間を延長することを想定(制度要綱第4条(3)ウに規定)



POINT

6 補助対象経費・金額 (制度要綱第6条、第7条、第8条)

(1) 補助金の交付額は、補助対象経費に応じ以下のとおりとします。

① 及び④については、補助を受けた金額を差し引いた価格で販売する必要があります。

①改修工事に係る費用	「にいがた安心こむすび住宅基準 (こむすび STD 基準又はこむすび+基準)」に適合させるための改修工事、瑕疵保険の検査基準に適合させるための補修工事その他のリフォーム工事に係る経費	こむすび STD 基準 上限 300 万円 こむすび+基準 上限 350 万円 (補助率 2分の1)
②既存住宅状況調査等に 係る費用	既存住宅状況調査技術者による建物状況調査、登録住宅性能評価機関による検査及び評価に要する経費 ・改修工事後の既存住宅状況調査の実施を事業の要件としているが、費用については工事前に実施したのも対象としてよい(手引き第1章3(5)参照) ・既存住宅状況調査と既存住宅売買瑕疵保険の検査をまとめて実施した場合も、アの補助対象とすることができる(手引き第1章3(6)参照)	ア 既存住宅状況調査 上限 5 万円 イ 登録住宅性能評価機関による検査及び評価 上限 10 万円 (補助率 2分の1)
③移住定住支援制度等の 広報に係る 費用	本事業に関する広報のほか、県が実施している子育て、移住、雪国型 ZEH 等の各種支援制度の広報について、顧客への周知に直接必要となる経費 ア 人件費 従業員等の給料等 イ 使用料等 会場、物品等の使用料等 ウ 需用費 備品費、消耗品費、印刷製本費等 エ 役務費 郵便、通信運搬費、広告費等 オ 旅費 旅費 カ 委託費 イベント運営等 キ その他 必要な経費として知事が認めるもの	上限 10 万円 (補助率 2分の1)
・制度の広報と併せて実施する物件の広報費用も対象 ・事業完了実績報告後に支払いの生じる費用には充て不可 ・他物件と一括で広告を行う場合など、本事業に要する費用を明確に切り分けられない場合は対象外 ・対象費用の一例： ・リーフレット・チラシの作成・印刷 ・ホームページの作成 ・工事中の内覧会等開催に要する費用 ・動画やPR記事の作成費用 など		
④雪国型 ZEH 基準適合に 係る費用 (加算)	下表の基準を満たす住宅 (以下「雪国型 ZEH」という。)とするために行う断熱改修工事及び気密試験に係る経費	上限 50 万円 (補助率 10分の10)

- ※ 消費税及び地方消費税は除いて各経費を算定する
- ※ ①～④各項ごとに、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる
- ※ 事業実施期間内 (交付決定日～完了実績報告日) に契約・履行・支払いが完了した経費を補助の対象とする

・ **こむすび住宅基準に適合させるための改修工事、瑕疵保険の検査基準に適合させるための補修工事等が対象**

・ **事業要件は改修工事後の既存住宅調査だが、工事前に任意で実施した調査も補助対象としてよい**

・ **物件の広報費用も対象 (動画やPR記事の作成費用も対象)**
 ・ **良い広報事例は協議会でも共有していきたい**

・ **他物件と切り分け不可の費用はNG**



こむすび住宅プラス基準における「補助額の計算方法」について 拡充 1

補助対象事業費は、「こむすびSTD基準適合に係る改修費」と「必須項目5)から7)適合に係る改修費」を分けてください。

(1) 補助対象額 (税抜で記載してください)

補助対象	A 事業費 総額	B 補助対 象事業費	C 補助率	D (B x C)	E 補助上限額	DとEのう ち小さい額 (補助対象額)
①-1こむすび住宅 スタンダード基準 適合に係る改修費用			1/2		3,000,000	Excel 自動計算
①-2こむすび住宅 プラス基準適合に 係る改修費用	10,000,000				3,500,000	3,500,000
こむすび住宅 スタンダード 基準適合に係る 改修費用分		7,000,000	1/2	3,500,000	3,000,000	3,000,000
必須項目5) から7)適合 に係る改修 費用分 (加算)		1,100,000	1/2	550,000	500,000	500,000

黄色のセル
手入力



POINT

7 にいがた安心こむすび住宅基準 (交付要領第3条)

制度要綱第3条第9号の「にいがた安心こむすび住宅基準」については、下表の区分欄に掲げる基準ごとに要件欄の内容を全て満たすものとします。

交付申請時に、適合させる「にいがた安心こむすび住宅基準」を選択してください。

区分	要件
こむすびSTD基準	<p>必須項目1) から4) に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1) から5) に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。 (各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</p> <p>従来基準からの要件変更なし</p>
こむすび+基準	<p>必須項目1) から7) に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1) から5) に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。 (各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</p> <p>こむすびSTD基準に加え、子育てのしやすさに関する必須項目5) ~7) の基準を必須化</p>



拡充1

・ 交付申請時に、適合させる「こむすび住宅基準」を選択すること

1 必須項目

こむすびSTD基準及びこむすび+基準の必須項目は、下表のとおりとする。

基準	要件	(参考)必須項目	
		こむすびSTD基準	こむすび+基準
1) 住宅の広さ等	<p>住宅の延床面積等の合計が概ね100㎡以上であること。 (車庫の部分を除く。)</p> <p>(延床面積以外の中庭、テラス等の子育てに有効と県が認めるスペースを含む。)</p> <p>100㎡未満の場合は、子育てに有効と県が認めるスペースと合わせて100㎡以上とすることが望ましい</p>	必須	必須
2) 防犯対策	<p>(次の基準①から⑤のうち1つ以上に適合)</p> <p>子どもが安心して暮らせる不審者の侵入防止対策をおこなうこと。</p> <p>① 玄関への防犯カメラの設置 ② 録画機能付きインターホンの設置 ③ 二重鍵の設置 ④ オートロック機能 ⑤ その他、これに類する不審者の侵入防止に資する対策と県が認めるもの</p> <p>選択項目(3)「不審者の侵入防止」で実施する項目は記載できないので重複に注意</p>	必須	必須

・ 延床面積が100㎡未満の場合は、庭やテラス等の子育てに有効と県が認めるスペースと合わせて100㎡以上とすることが望ましい。



POINT

・新耐震でもさらに安全性を向上するための補強工事は補助の対象

・「こむすび住宅プラス基準」適合の場合のみ、5)～7)も必須

3) 地震に対する 安全性	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。 ただし、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であって、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修工事を実施するものはこの限りでない。 ・昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物（新耐震）であっても地震に対する安全性を向上させる工事についてはこの項の対象に含めてよい ・新耐震建築物であっても、リフォーム工事により地震に対する安全性を損なわないよう十分注意すること	必須	必須
4) シックハウス 対策	(次の基準①から③のうち1つ以上に適合) リフォームを行う部分について、シックハウス対策をおこなうこと。 ① 日本住宅性能表示基準(平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1346 号)別表 1 の 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)における等級 3 を取得している ② 居室内の内装仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材はその全てにおいて日本工業規格(以下「JIS」という。)又は日本農業規格の F☆☆☆☆ 表示のある建築材料等(ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの)を用いている ③ 居室には 24 時間換気設備を設置する	必須	必須
5) 床の段差解消	居室、廊下、便所、脱衣室、玄関等の各室間の床の段差が解消されているものであること。 ただし、勝手口その他屋外に面する開口の出入口、浴室の出入口、上がりかまち及び小上がり式の畳コーナーなど、計画上意図して設けるものにあつてはこの限りでない。	—	必須
6) 対面キッチン の採用	設備については、以下①から④の全てを有するものとし、かつ、レイアウトについては、以下①から③の少なくとも 2 つ以上の設備に正対して立った位置から、リビング又はダイニングの過半を見渡すことができるものであること。 ① キッチン用シンク(給排水設備と接続されていること。) ② 調理台 ③ コンロ(IHクッキングヒーター含む) ④ 調理室用の換気設備	—	必須
7) 収納の確保	成長に合わせて増えるこどもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、延べ床面積に対して 10%以上の収納面積が確保されているものであること。	—	必須

拡充 1



拡充 1

必須項目5) ~ 7) の取扱いについて

5) 床の段差解消

※こむすび STD 基準における選択項目 (1) ⑤アの「床の段差解消」については、部分的な床の段差解消工事であっても補助対象となる。

こむすび+基準における要件※

居室、廊下、便所、脱衣室、玄関等の各室間の床の段差が解消されているものであること。

ただし、勝手口その他屋外に面する開口の出入口、浴室の出入口、上がりかまち及び小上がり式の畳コーナーなど、計画上意図して設けるものにあつてはこの限りでない。



詳細 (取扱い)

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式のスロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。



6) 対面キッチンの採用

※こむすび STD 基準における選択項目(4)③の「対面キッチン」の定義についても同じとする。ただし、こむすび STD 基準については、壁付けキッチンであっても、台所と居間の視線が確保されていれば補助対象となる。

こむすび+基準における要件※

設備については、以下①から④の全てを有するものとし、かつ、レイアウトについては、以下①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、リビング又はダイニングの過半を見渡すことができるものであること。

- ① キッチン用シンク (給排水設備と接続されていること。)
- ② 調理台
- ③ コンロ (IHクッキングヒーター含む)
- ④ 調理室用の換気設備

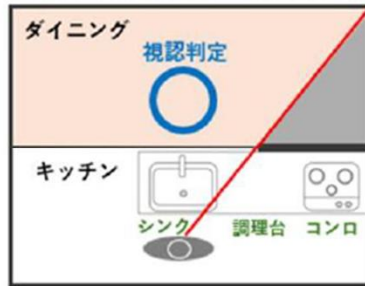


拡充 1

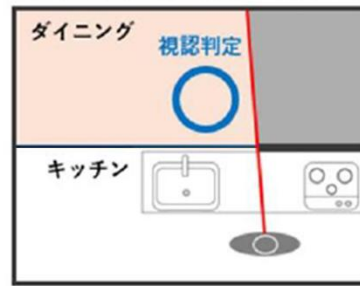
【図解】こむすび+基準における補助対象となる対面キッチン

パターン1 I型キッチンでコンロの正面に壁がある場合

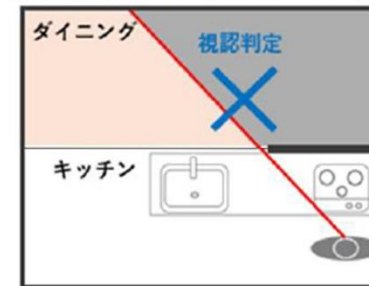
シンクからダイニングを見た場合



調理台からダイニングを見た場合



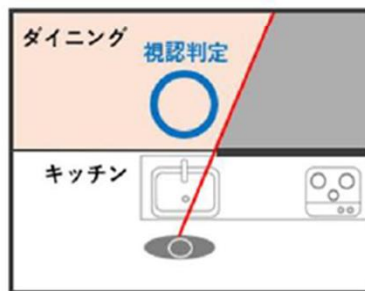
コンロからダイニングを見た場合



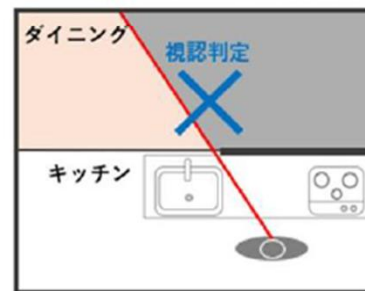
シンク・調理台・コンロの3箇所の内、2箇所から過半を視認できる ⇒ ○ 補助対象

パターン2 I型キッチンで調理台とコンロの正面に壁がある場合

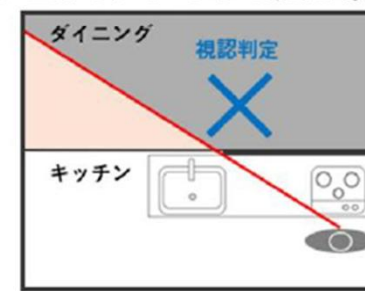
シンクからダイニングを見た場合



調理台からダイニングを見た場合



コンロからダイニングを見た場合



シンク・調理台・コンロの3箇所の内、1箇所から過半を視認できる ⇒ × 補助対象外



拡充 1

7) 収納の確保

※こむすび STD 基準における選択項目 (5) ⑥の「収納の確保」については、収納率の多寡によらず、必要な収納量が確保されていれば補助対象となる。

こむすび+基準における要件※

成長に合わせて増えるこどもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、**延べ床面積に対して10%以上の収納面積が確保**されているものであること。

【計算式】

$$\text{収納率(10\%以上)} = \frac{\text{収納面積合計}}{\text{延床面積}} \times 100$$

▶ 収納面積として含めてよい収納の種類については、原則として下表のとおりとする

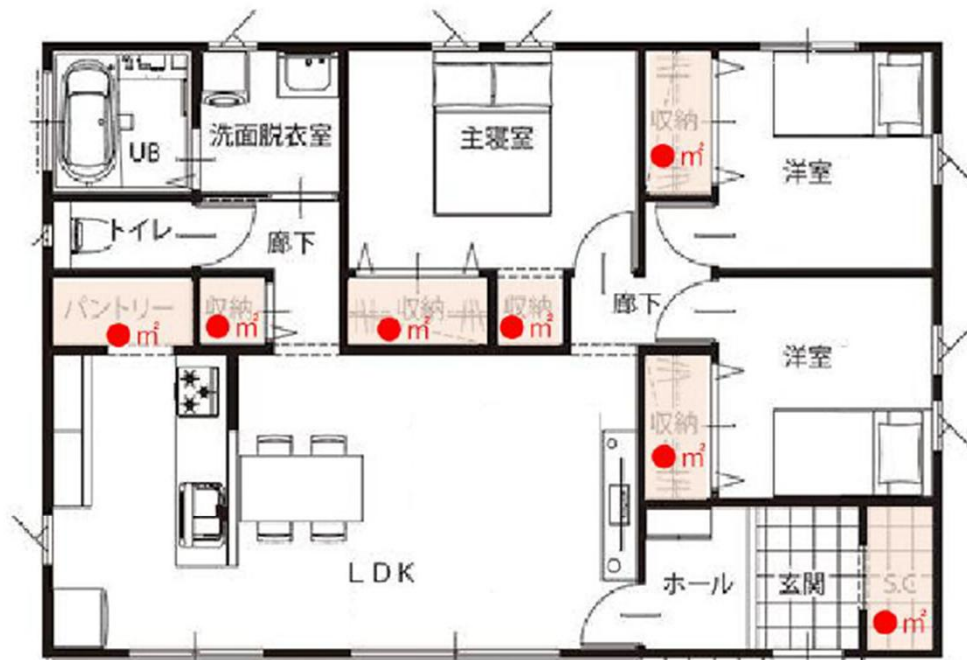
種類	収納面積に含めてよい?	備考
クローゼット	○ 含めてよい	通常の収納
WIC (ウォークイン)	○ 含めてよい	通路部分も含めてよい
パントリー	○ 含めてよい	食品庫
シューズクローク	○ 含めてよい	玄関収納
外部収納(建物一体型)	○ 含めてよい	建物一体型で扉が外
外部収納(別棟)	× 含めない	別棟の物置は、対象外
床下収納	× 含めない	建築基準法上、面積算定外
小屋裏収納、ロフト (天井高 1.4m 以下)	× 含めない	建築基準法上、床面積不算入

※延床面積に含まれない小屋裏収納などを含めると比率が不正確になるため、含めない。



拡充 1

➤ 改修平面図への記載方法について



(記載方法)
・収納部分を着色するとともに、面積を記載してください。
・平面図の脇に、収納率の計算根拠を記載してください。

(記載例)

$$\text{収納率 } 12.3\% = \frac{\text{収納面積の合計 } 12.5 \text{ m}^2}{\text{延床面積 } 102 \text{ m}^2} \times 100$$



手引き P17 (第1章 こむすび住宅基準・選択)

2 選択項目

こむすび STD 基準及びこむすび+基準の選択項目は次のとおりとし、(1) から (5) に掲げる基準について、**それぞれ1つ以上に適合**すること。

(1) こどもの事故防止 (次の基準①から⑧のうち1つ以上に適合)

① 衝突の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。

- ア 柱や造り付け家具の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。
- イ 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっていいる。
- ウ その他の衝突防止の措置を講じている。

② 不用意なこどもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫をしている。

③ こどもが危険な場所 (台所、浴室、ランドリーなど) に近寄れないように、扉の反対側に設置する建具やチャイルドフェンスなどを設置している。

④ 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシやドアノブ、またドアはドアクローザーを採用している。

⑤ 転倒による事故防止のため、次のいずれかの措置を講じている。

- ア **床の段差解消** (こむすび+基準にあっては**選択不可**)
- イ クッション床を使用
- ウ 足元灯などの設置

※こむすび STD 基準については、部分的な床の段差解消工事であっても補助対象となる。

⑥ 浴室や洗面に火傷防止用カバー付き水栓やサーモスタット付き水栓等が設置されている。

⑦ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付きのビルトイン調理器が設置されている。

⑧ その他こどもの事故防止のための工夫をしている。

・参考例：階段の勾配を緩やかに変更、階段に手すりを新設、衝突防止シール (ガラス) など

(注意事項)
必須項目と選択項目の重複は不可



(4) 家族のふれあい (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)

- ① こどもが、家族とのコミュニケーションを取りながら学べるよう、リビングやダイニングなどに勉強のために利用できるスペースが確保されている。
- ② リビングなどの家族の集まるスペースを中心とした動線が確保されている。
- ③ 家事をしながらこどもの顔が見える間取りへの配慮を行うこと。(対面キッチンの採用、台所と居間の視線の確保など) (こむすび+基準にあっては選択不可)

※こむすび STD 基準については、壁付けキッチンであっても、台所と居間の視線が確保されていれば補助対象となる。

- ④ その他家族のふれ合いのための工夫をしている。

・参考例：家族が集える大型LDK、親子で入れるワイド浴槽、家族の気配が感じられる吹き抜けなど

(5) 子育て環境の確保 (次の基準①から⑦のうち1つ以上に適合)

(略)

- ⑤ 敷地面積の10%以上の広さのこどもが遊べる庭を設置している。

・図面に場所、面積、整備方法などを明示すること

- ⑥ こどもの成長にあわせた十分な収納を確保している。(こむすび+基準にあっては選択不可)

※こむすび STD 基準については、収納率の多寡によらず、必要な収納量が確保されていれば補助対象となる。

- ⑦ その他子育てに役立つ住環境の工夫をしている。

・参考例：駐車スペースの拡張、玄関に手洗い場、ウッドデッキの新設など(宅配ボックスも対象となる)

その他事業者提案の項目について
過去の実例を参考例として記載



4 交付申請等の手続きに関する留意事項



手引き P20 (リノベーション完成後販売)

POINT



拡

・ 交付決定後、物件の販売・契約が可能

変

・ 契約後速やかに「売買契約報告」をすること

・ 2年経過後に契約でも報告は必要

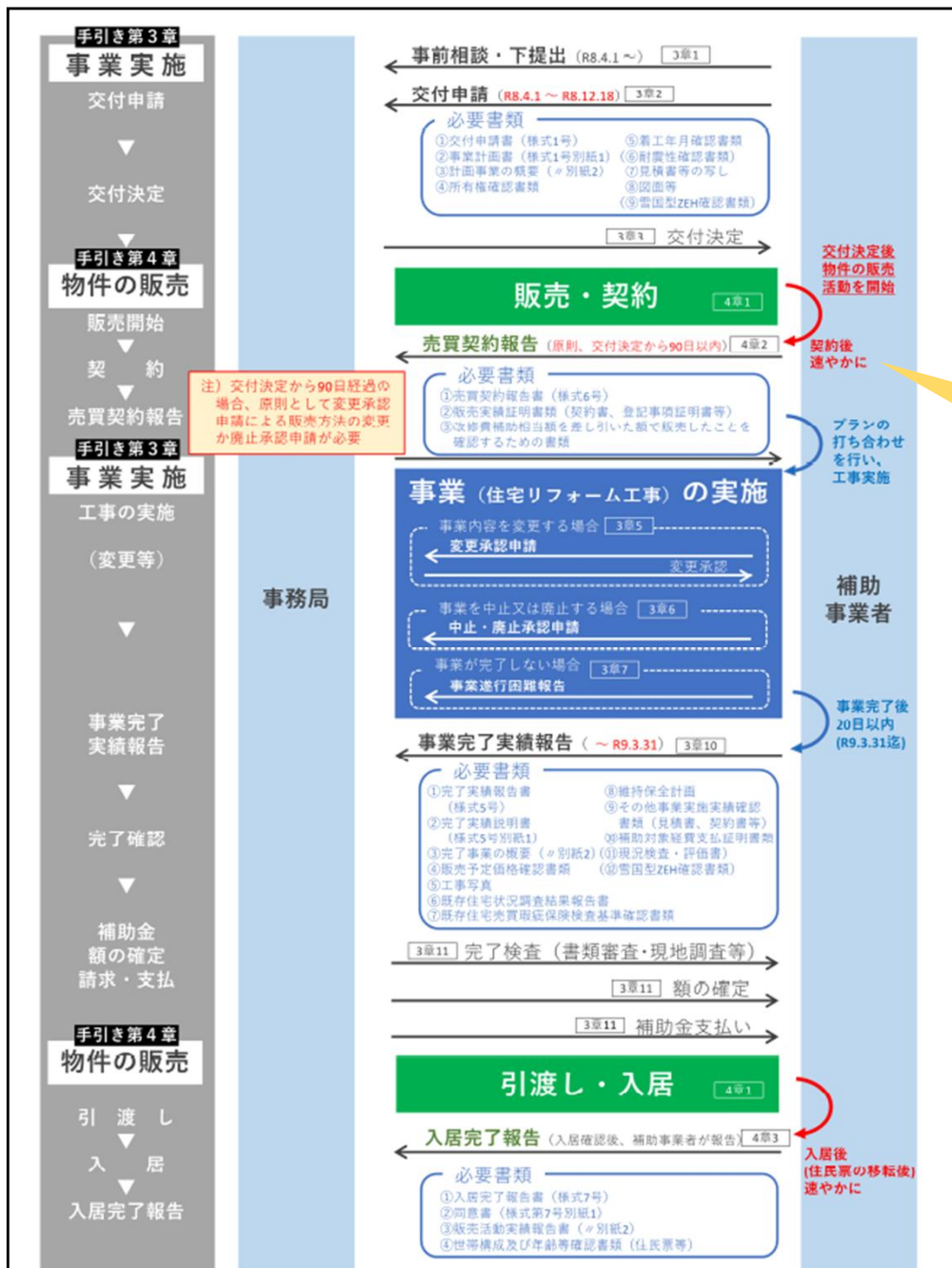
変

・ 入居後 (住民票の移転後) 速やかに「入居完了報告」をすること



4 交付申請等の手続きに関する留意事項

手引き P21 (リノベーションプラン付き販売)



POINT



拡充2

・交付決定後、「リノベプラン付き」で物件の販売活動を開始

・契約後速やかに「売買契約報告」をすること



・リノベプラン付き販売で、交付決定から90日経過の場合、原則として変更承認申請による販売方法の変更が廃止承認申請が必要

・引渡しが完了し、入居後(住民票の移転後)速やかに「入居完了報告」をすること



POINT

第3章 事業の実施

1 事前相談・下提出

この事業に登録した事業者は、手引き第1章3「対象住宅の要件」(制度要綱第3条)をすべて満たす住宅のリノベーションを実施し、手引き第1章4「販売の要件」を全て満たして販売する場合に、この事業の交付申請をおこなうことができます。

申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談をおこなってください。

また、申請書類の作成に係る質問や相談、下審査も実施しています。

(1) 質問受付

手引き第2章1「事前相談・下提出」(1) 質問受付 に同じ

(2) 下提出先、提出方法

手引き第2章1「事前相談・下提出」(2) 下提出先、提出方法 に同じ

- ※ 事業の実施が確定となった時点で、様式第1号の下提出を行って下さい。
- ※ 交付申請の受付は先着順とし、予算上限に達した時点で受付を終了します。
受付の可否(予算確保の可否)は交付申請の下提出の時点でお知らせします。また、受付状況は当事業のホームページにも掲載します。

2 交付申請 (交付要綱第5条)

補助金の交付を受けるには、登録事業者(または登録申請中の事業者)が受付期間内に、交付申請を行おう必要があります。(登録事業者を申請者とする含む任意グループ(連名)による申請も可:手引き第1章5(3)参照)

交付申請では以下の申請書類とともに、補助事業に要する経費の内訳等を提出してください。

なお、登録申請と並行して交付申請をおこなった場合の交付決定日は、登録決定日以降となります。また、登録を決定できなかった場合、交付申請は無効となります。

- ※ 同一事業者による複数物件の申請や、期間中複数回の申請が可能です。
- ※ 複数申請の場合には、申請状況により調整させて頂く場合がありますのでご了承ください。
- ※ 交付申請までに、物件の取得やリフォーム計画の確定をおこなう必要があります。

・ 円滑な手続のために「事前相談」「下提出」の活用をお願いします

・ 事務局連絡先は「登録」と同じ
電話は「月・水・金」受付

・ 受付は先着順、予算上限に達した時点で受付を終了します

・ 複数件の申請や、同じ年度に複数回の申請も受付可能(申請状況により件数を調整させて頂く場合あり)



POINT

【申請書類】

- ① 交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第1号別紙1) 適合させる「こむすび住宅基準」を選択 (第1章6 (1) 留意事項)

- ③ 計画事業の概要 (様式第1号別紙2) ※ 事業のPR資料としてHP等にて公表します。
(記載イメージ)

様式第1号別紙2 (第5条関係)

にいがた安心こむすび住宅 計画事業の概要		<input type="checkbox"/> こむすび住宅スタンダード基準	<input checked="" type="checkbox"/> こむすび住宅プラス基準
●事業者	事業者名 株式会社○○ TEL 000-0000-0000 Mail xxx@xxxx.xxx HP http://www.xxx.xxx	●物件のPRポイント	
●物件	所在地 ○○市○○区○○町 地内 構造・階数 ○造○階 建築時期 19XX年 敷地面積 (㎡) XXX.XX 建築面積 (㎡) XXX.XX 延床面積 (㎡) XXX.XX 子育て有室数 *2 (㎡) XXX.XX 性能評価の実施 あり/なし 雪国型ZEH対応 あり/なし 工事時期 (予定) 〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月		
●こむすび住宅基準等	必須項目 住宅の広さ等 住宅面積XXX/延床面積XXX㎡未満とし、居室は敷積率25㎡ 等 (共通) 防犯対策 ○〇年〇月〇〇実施 (施行、未実施) 等 地震に対する安全性 耐震診断/基礎調査実施 等 シックハウス対策 住宅性能評価等級2取得/PM2.5低減対策/24時間換気 等 必須項目 (こむすび住宅プラス基準) 床の検査実施 ○〇年〇月〇〇実施 (施行、未実施) 等 対応キッチンの採用 ○〇年〇月〇〇採用 (施行、未実施) 等 収納の確保 ○〇年〇月〇〇確保 (施行、未実施) 等 選択項目 (共通) こどもの事故防止 ○〇年〇月〇〇防止 (施行、未実施) 等 家事負担の軽減 ○〇年〇月〇〇軽減 (施行、未実施) 等 不審者の侵入防止 ○〇年〇月〇〇防止 (施行、未実施) 等 家族のふれあい ○〇年〇月〇〇ふれあい (施行、未実施) 等 子育て環境の確保 ○〇年〇月〇〇確保 (施行、未実施) 等 その他の工夫・特色 ○〇年〇月〇〇工夫 (施行、未実施) 等		

※ A4横サイズ1枚で、事業計画のデビュールポイントを簡潔にまとめること
 ※ さらに表現したい場合は、本様式に加えて別紙 (任意書式) を追加してもよい

- ・ 計画事業の概要 (様式第1号別紙2)
→ 右半分は自由に表現可
→ 別紙追加 (様式任意) も可

注

- ・ 県のHPで公表するため個人情報に記載しない (住所は〇〇市〇〇町〇丁目まで)

- ④ 対象となる既存住宅の所有者が確認できる書類
・ 登記事項証明書、固定資産評価証明書 (家屋・共有者がある場合は記載されたもの)、固定資産税・都市計画税納税通知書等
 ・ 登記手続き中等の場合は、売買契約書の写し等により所有を確認
 - ⑤ 建築着工年月の確認ができる書類
・ 建築確認済証、完了検査済証、建築確認等台帳記載証明書その他これらに代わるもの等
 - ⑥ 昭和56年5月31日以前に着工した建築物の場合は、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが確認できる書類
(耐震改修を実施する場合は、耐震改修後の計画が耐震性を有することを証する書類)
 ・ 建築士又は耐震診断士が確認し、耐震性を証する旨を証明した署名入り書類
 - ⑦ 補助対象改修工事等の見積書等の写し
・ 自社施工の場合、自社の見積も可
 ・ 工事費の内訳が分かる内容とし、補助対象となる項目を内訳書上で明示し提出 (次ページ参照)
 - ⑧ 既存建築物の平面図及び補助対象改修工事等の内容が確認できる図面等
- (雪国型 ZEH 加算を利用する場合のみ)
- ⑨ 雪国型 ZEH 基準数値の根拠となる証明書等



手引き P27 (提出する工事内訳書の記載例)

⑦ 補助対象改修工事等の見積書等の写し

- ・ 自社施工の場合、自社の見積も可
- ・ 工事費の内訳が分かる内容とし、補助対象となる項目を内訳書上で明示し提出 (次ページ参照)



■ 工事内訳書

※こむすび住宅基準のどの項目に当てはまる費用が明示すること

内訳書 (記載例)

補助対象工事の項目については、
図面にも場所や仕様を明示すること

内装工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
必須項目④	クロス工事	F☆☆☆☆	1	式	¥〇〇

ハウスクリーニング

項目	名称	備考	数量	単位	金額
	ハウスクリーニング		1	式	¥〇〇

防蟻工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
瑕疵保険検査基準	防蟻工事		1	式	¥〇〇

仮設工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
瑕疵保険検査基準	足場仮設工事		1	式	¥〇〇

板金工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
瑕疵保険検査基準	外壁張り替え (金属)		1	式	¥〇〇

防水工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
瑕疵保険検査基準	シール工事		1	式	¥〇〇

住設機器

項目	名称	備考	数量	単位	金額
必須項目⑥	システムキッチン		1	式	¥〇〇
	洗面化粧台		1	式	¥〇〇
	トイレ		1	式	¥〇〇

配管工事

項目	名称	備考	数量	単位	金額
必須項目⑥	キッチン接続		1	式	¥〇〇

集計欄を設けること

工事費計	¥〇〇
補助対象工事費計	¥〇〇



POINT



・補助金の交付申請期間は
令和8年12月18日(金)まで

・原則として、令和8年度中に工事完了
することが必要
(令和8年度中に終わらないやむを得ない
理由がある場合は別途協議)



・交付決定通知日以前に実施した工事
は補助の対象とならない



・工事後の報告時に、日付を写し込んだ
工事前写真を提出する必要がある
ので、撮り忘れに注意

(1) 提出先、提出方法

手引き第2章1「事前相談・下提出」(2)下提出先、提出方法 に同じ

(2) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)から 令和9年12月18日(金)まで(当日必着)

3 交付決定の通知(交付要綱第6条)

知事は、補助金の交付申請を受けた後、申請内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲
内で補助金の交付を決定し、申請者に通知します。

※ 補助事業の着手は、交付決定通知日以後可能になります。交付決定通知日より前に着手し
た事業については、補助対象となりませんので注意してください。

※ 着手日が交付決定日以降であることを確認するため、工事後の実績報告時に提出する施工前
写真については、撮影日の新聞等日付がわかるものを写し込む必要があります。着手時に忘れ
ずに撮影をおこなってください。(日付を写し込む写真は、外部全景(各面1枚)およびリフ
ォームを実施する室(各室・各部位につき1枚程度でよい)(手引き第3章10⑤参照)



5 変更承認申請 (交付要綱第7条)

補助事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、承認を得る必要があります。変更前に、速やかに申請書類を事務局へ提出してください。

このような手続きを経ず、補助事業の内容等を変更した場合は、補助の対象とならず、交付決定を取り消す場合があります。

変更承認申請が必要なケース

- ア 販売方法 (リノベーション完成後販売又はリノベーションプラン付き販売) の変更
- イ 適合させるにいがた安心こむすび住宅基準 (こむすび STD 基準又はこむすび+基準) の変更
- ウ 交付決定額、経費の配分の変更 (補助金の増額又は 30% を超える補助金の減額)

※変更承認申請が不要なケース (軽微な変更) : 上記アからウのいずれにも該当しない変更

(軽微な変更例)

- ・ 追加工事により工事費が増加したが、補助金額に変更がない場合
- ・ 建物状況調査費及び広告費が当初の予定金額よりも安くなった場合 (30% 以内の補助金額の減額) など

【申請書類】

- ① 変更承認申請書 (様式第2号)
- ② 変更事業計画書 (様式第2号別紙)
- ③ その他、当初交付申請から変更のあった資料、並びに変更内容の説明に必要な資料



6 中止・廃止承認申請 (交付要綱第8条)

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、承認を得る必要があります。

※報告書は事務局へ提出してください。

【報告書類】

中止・廃止承認申請書 (様式第3号)

【中止承認申請】

(例)・工事を何らかの事情により、数か月間ストップする場合 など

【廃止承認申請】

(例)・プラン付き販売で、交付決定後 90 日間で買い手が見つからず、補助事業を取り止める場合
・子育て世帯又は若者夫婦世帯以外に販売することとした場合 など

(参考)

・中止承認申請と廃止承認申請の使い分け



POINT



- 完了事業の概要 (様式第5号別紙2)
- 計画事業の概要を時点更新して作成
 - 右半分は自由に表現可
 - 別紙追加 (様式任意) も可
 - 事業前後の比較写真も貼付

注) 着工前写真
公表用として使用するため着手日確認用の新聞等が写る写真とは別に対象が隠れていない写真を用いてください。

(注)
県のHPで公表するため個人情報は記載しない
(住所は〇〇市〇〇町〇丁目まで)

【報告書類】

- 事業完了実績報告書 (様式第5号)
- 事業完了実績説明書 (様式第5号別紙1)

③ 完了事業の概要 (様式第5号別紙2) ※ 事業のPR資料としてHP等にて公表します。
(記載イメージ・1面)



(記載イメージ・2面)

注) 着工前写真
公表用として使用するため着手日確認用の新聞等が写る写真とは別に、対象が隠れていない写真を用いてください。

- 交付申請時に添付の「計画事業の概要」に順じ、完成時の情報に基づき作成(更新)すること
- A4横サイズで、事業計画のアピールポイントを簡潔にまとめること
- 2面には、施行前後が比較できる内外部の代表的な写真を貼付すること
- さらに表現したい場合は、2面を複数提出するか本様式に加えて別紙(任意書式)を追加してもよい

④ 改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることを確認するための書類

取付住宅の売買契約書等の写し等、補助相当額を差し引いた額を販売価格としている根拠資料を添付 (手引き第1章4(4)参照)

(記載例)

【改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることの確認】	
■〇〇市〇〇町 物件	
① 物件購入価格	〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)
② 改修等に要した費用	〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)
③ 補助金額(改修費補助相当額)	〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)
④ 利益等(経費含む)	〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)
販売予定価格:①+②-③+④	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)

⑤ 工事写真 (建物全体、および各種補助対象改修部分について施工前、施工中、施工後が確認できるもの)

- 着手日が交付決定日以降であることを確認するため、施工前写真には、撮影日の新聞等日付がわかるものを写し込むこと (日付を写し込む写真は、外部全景 (各面1枚) およびリフォームを実施する室 (各室・各部位につき1枚程度でよい))



手引き P30 (販売予定価格の確認書類)

④ 改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることを確認するための書類

・既存住宅の売買契約書等の写し等、補助相当額を差し引いた額を販売価格としている根拠資料を添付
(手引き第1章4(4)参照)

(記載例)

【改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることの確認】	
■〇〇市〇〇町 物件	
① 物件購入価格	〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜き)
② 改修等に要した費用	〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜き)
③ 補助金額 (改修費補助相当額)	〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜き)
④ 利益等 (経費含む)	〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜き)
販売予定価格：①+②-③+④	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜き)

どの様な書類を作ればよいか問い合わせが多かったため、記載例を掲載



4 交付申請等の手続きに関する留意事項 売買契約後の手続きの変更

【R7年度】

販売完了報告書

契約した時点で電話等で一報
いただき、入居完了後、
「販売完了報告書」を提出。

【R8年度～】

売買契約報告書

【改正点】
正式に、2段階に分けて報告

入居完了報告書

Ver.070401
様式第5号 (第14条関係) 令和 年 月 日

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金
販売完了報告書

新潟県知事 花角 英世 様

(申請者)

事業者名	
代表者職・氏名	
担当者所属・氏名	
担当者連絡先	TEL
	メール

標記補助金に係る事業を完了し、令和 年 月 日付けで実績報告を行ったにいがた安心こむすび住宅推進事業の対象住宅の販売が完了したので、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 販売が完了した日 (契約日)
令和 年 月 日

2. 販売の相手方

世帯主の氏名	
世帯主の連絡先	TEL
	メール
販売相手方の要件	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 若者夫婦世帯 <input type="checkbox"/> 上記以外 (販売開始から2年以上経過の場合のみ)

3. 添付書類 (添付したものに☑をしてください)

<input type="checkbox"/> 販売に係る同意書 (様式第5号別紙1)
<input type="checkbox"/> 子育て世帯等への販売活動実績報告書 (様式第5号別紙2)
<input type="checkbox"/> 販売実績を確認するための書類 (売買契約書、登記事項証明書等)
<input type="checkbox"/> 入居する世帯員の年齢を確認するための書類 (入居後の情報が反映された住民票等)
<input type="checkbox"/> 改修費相当額を差し引いた額で販売したことを確認するための書類

4. 販売に係る誓約
・本報告の内容について虚偽がないことを誓約します。

令和 年 月 日 署名



様式第6号 (第15条関係) 令和 年 月 日

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金
売買契約報告書

新潟県知事 花角 英世 様

(報告者)

事業者名	
代表者職・氏名	
担当者所属・氏名	
担当者連絡先	TEL
	メール

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る対象住宅について売買契約を締結したので、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 対象住宅

交付決定番号	RO-〇〇
所在地	新潟県

2. 売買契約日
令和 年 月 日

3. 売買契約の相手方

世帯主の氏名	
世帯主の連絡先	TEL
	メール
相手方の要件	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 (売買契約時に、15歳以下の子を有する世帯) <input type="checkbox"/> 若者夫婦世帯 (売買契約時に、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯) <input type="checkbox"/> 上記以外の世帯 (事業完了報告から2年以上経過の場合のみ)

4. 添付書類 (添付したものに☑)

<input type="checkbox"/> 契約実績を確認するための書類 (売買契約書、登記事項証明書等)
<input type="checkbox"/> 改修費相当額を差し引いた額で契約が成立したことを確認するための書類

5. 売買契約に係る誓約
・本報告の内容について虚偽がないことを誓約します。

令和 年 月 日 署名

様式第7号 (第16条関係) 令和 年 月 日

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金
入居完了報告書

新潟県知事 花角 英世 様

(報告者)

事業者名	
代表者職・氏名	
担当者所属・氏名	
担当者連絡先	TEL
	メール

令和 年 月 日付けで売買契約報告を行ったにいがた安心こむすび住宅推進事業の対象住宅の入居が完了したので、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 対象住宅

交付決定番号	RO-〇〇
所在地	新潟県

2. 販売の相手方

世帯主の氏名	
世帯主の連絡先	TEL
	メール
相手方の要件	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 (売買契約時に、15歳以下の子を有する世帯) <input type="checkbox"/> 若者夫婦世帯 (売買契約時に、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯) <input type="checkbox"/> 上記以外の世帯 (事業完了報告から2年以上経過の場合のみ)

3. 添付書類 (添付したものに☑)

<input type="checkbox"/> にいがた安心こむすび住宅販売に係る同意書 (様式第7号別紙1)
<input type="checkbox"/> 子育て世帯等への販売活動実績報告書 (様式第7号別紙2)
<input type="checkbox"/> 入居した世帯員の年齢等を確認するための書類 (入居後の情報が反映された住民票等)

4. 販売に係る誓約
・本報告の内容について虚偽がないことを誓約します。

令和 年 月 日 署名



POINT

2 売買契約報告 (交付要綱第15条)

補助事業者は、対象住宅の売買契約を締結したときは、速やかに知事に報告していただく必要があります。

※報告書は事務局へ提出してください

【報告書類】

- ① 売買契約報告書 (様式第6号)
- ② 販売実績を確認するための書類
 - ・ 売買契約書、登記事項証明書等
- ③ 改修費補助相当額を差し引いた額で販売したことを確認するための書類
 - ・ 事業完了実績報告時の報告書類④に準じて作成 (手引き第3章 10(4)参照)
 - ・ 手引き第1章 4(1)エの内容 (こむすび住宅の制度に関する事項) については、十分説明を行った上で契約を締結すること



・ 契約前に「こむすび住宅の制度に関する事項」については、十分説明を行った上で契約を締結すること



拡充 2

・ プラン付き販売において、契約の変更が生じた場合は、その都度報告すること

※購入者の入居の有無に関わらず、契約後速やかに報告すること

※プラン付き販売において、契約の変更が生じた場合は、その都度報告すること (変更のない添付書類は省略可)

※事業完了から2年以内 (子育て世帯等への販売期間) の販売だけでなく、2年経過以降 (子育て世帯等への限定販売期間終了後) の販売であっても報告は必要



POINT

3 入居完了報告 (交付要綱第16条)

補助事業者は、対象住宅に購入者が入居したときは、速やかに知事に報告していただく必要があります。

※報告書は事務局へ提出してください。

【報告書類】

- ① 入居完了報告書 (様式第7号)
- ② 販売に係る同意書【原本】 (様式第7号別紙1)
 - ・買主に十分説明の上、売主及び買主双方の署名を付す
 - ・同意事項は、手引き第1章4(1)工、オ (または制度要綱第4条(5)(6)) 参照
- ③ 子育て世帯等への販売活動実績報告書 (様式第7号別紙2)
 - ・事業完了後、契約までの間に子育て世帯等向けに販売活動を行った実績を確認するもの (子育て世帯等以外に販売した場合は2年以上の販売活動実績を報告する必要がある)
 - ・販売活動実績には、オープンハウス・モデルハウス等として子育て世帯に PR した活動も含む (手引き第1章4(2)参照)
- ④ 入居した世帯員の年齢等を確認するための書類
 - ・子育て世帯等の要件への適合を確認するため、入居後の情報が反映された住民票等を添付 (手引き第1章4(2)参照)



拡充2

・販売に係る同意書が必要

【リノベ完成後販売】

→工事完了後の物件の契約時に同意書にサインをいただくことを想定

【リノベプラン付き販売】

→工事完了後の物件の引き渡し時に同意書にサインをいただくことを想定

※事業完了から2年以内 (子育て世帯等への販売期間) の販売だけでなく、2年経過以降 (子育て世帯等への限定販売期間終了後) の販売であっても報告は必要



4 交付申請等の手続きに関する留意事項

販売に係る同意書（様式第7号別紙1）



POINT

様式第7号別紙1（第16条関係）

にいがた安心こむすび住宅販売に係る同意書

甲は、にいがた安心こむすび住宅推進事業に対する補助金（以下、「本補助金という。」）の交付を受けた下記1の住宅について、乙から下記2の内容について説明を受け、その内容を理解しました。

記

1. 対象住宅

所在地	新潟県	
構造・階数		
敷地面積		m ²
建築面積		m ²
延床面積		m ²
その他	・交付決定番号	RO-〇〇
	・にいがた安心こむすび住宅基準への適合	<input type="checkbox"/> こむすび住宅スタンダード基準 <input type="checkbox"/> こむすび住宅プラス基準
	・既存住宅性能評価の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	・雪国型ZEH基準への適合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2. 説明を受けた内容

1	にいがた安心こむすび住宅推進事業の補助を受けた住宅であること
2	にいがた安心こむすび住宅の各基準に適合していること、ならびに当該基準適合のために配慮・工夫している事項
3	改修工事に係る費用（雪国型ZEH加算を利用している場合はその費用を含む）に係る補助相当額を差し引いた販売価格であること
4	完成（事業完了実績報告の日）から2年間は、販売対象者が子育て世帯（※1）又は若者夫婦世帯（※2）に限定されること ※1 子育て世帯：売買契約時に、15歳以下の子を有する世帯 ※2 若者夫婦世帯：売買契約時に、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
5	既存住宅状況調査の結果（ただし、既存住宅売買瑕疵保険の付保に当たり住宅瑕疵保険責任保険法人が行う現場検査を実施する場合は除く）
6	既存住宅売買瑕疵保険の検査基準を満たしていること
7	維持保全計画の内容

以上

令和 年 月 日

（購入者（契約者））

甲 _____

（販売完了報告者（申請者））

乙 _____

・完了実績報告時の情報により記載

【工事完了前であっても契約時に説明すべき事項】

- 1) こむすび住宅推進事業の補助金を受けた住宅であること
- 2) こむすび住宅の基準に適合していること、基準適合のために配慮・工夫している事項
- 3) 改修費補助相当額を差し引いた販売価格であること
- 4) 販売対象が子育て世帯又は若者夫婦世帯であること

【工事完了後でないと説明できない事項】

- 5) 既存住宅状況調査の結果
- 6) 既存住宅売買瑕疵保険の検査基準を満たしていること
- 7) 維持保全計画



3 広告に記載する事項 (販売広告を行う場合の掲載例)

この住宅は、新潟県の「**にいがた安心こむすび住宅推進事業**」の補助対象となっている子育て世帯に優しいリノベーション住宅です。
この住宅の販売対象は、子育て世帯又は若者夫婦世帯です。

・子育て世帯：売買契約時に15歳以下の子を有する世帯
・若者夫婦世帯：売買契約時に夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

販売価格
●●●万円

こむすび住宅基準	子育て世帯に優しい配慮や工夫
こどもの事故防止	ロゴマークや事業名を活用してください
家事負担の軽減	
不審者の侵入防止	二重価格表示とならないよう、値引き後の価格のみ表示してください。
家族のふれあい	
子育て環境の確保	必須項目も含め「子育てに優しい住宅」であることをPRしてください。

POINT



- ・ 広告時は「**二重価格**」にご注意
- ・ 子育て世帯等への**限定販売**であること及び**値引き後の価格のみ**表示してください。



拡充 1

- ・ 広告を行う際は、使用する「**こむすび住宅のロゴマーク**」を使い分けてください。
- ・ 交付決定時に、**ロゴマーク**、のぼり旗、チラシなどを提供します。

4 使用するこむすび住宅のロゴマーク

こむすび住宅スタンダード基準
(従来からのロゴを使用)

こむすび住宅プラス基準
(プラス基準と書かれた薄紫色のロゴを使用)



5 他事業との併用

(1) 事業者が併用できる補助制度について

※「**いがた安心こむすび住宅推進事業補助金**」は、国の交付金を充当しているため、本工事の補助対象経費について、県又は国から他の補助金、助成金その他これらに類する交付金があたらないように整理し、交付申請をしてください。

補助対象経費の切り分けを行った上で、本事業との補助金の併用が可能かどうかについては、併用する各補助金の窓口にお問い合わせください。

(2) 購入者が併用できる補助制度について

購入者の属性（移住者、子育て世帯など）によっては、市町村等が実施している補助を別途併用できる場合があります。

(代表的な補助金)

新潟県子育て世帯移住支援金（担当課：新潟県 産業労働部 しごと定住促進課）

- ・一定の条件を満たして東京圏から新潟県に移住する子育て世帯に対して子育て世帯移住支援金を支給しています。
- ・市町村により事業実施の有無、支給条件等が異なりますので、まずは、移住先の市町村のHPをご確認ください。

新潟県子育て世帯移住支援金 HP →





4 交付申請等の手続きに関する留意事項 手引き P35 (販促物品の提供)

こむすび住宅の**積極的なPR**をお願いします！

6 販促物品の提供

こむすび住宅ののぼり旗(大・小)を交付決定時に提供しますので、事務所での掲示や物件の内覧会等の際にご活用ください。

【活用例】



のぼり旗(大)



のぼり旗(小)



4 交付申請等の手続きに関する留意事項 手引き P36 (第5章 質問票)

6 質問票

にいがた安心こむすび住宅推進事業
質問票

●問合せ元

事業者名	株式会社〇〇〇〇
担当者所属・氏名	〇〇部 〇〇 〇〇
担当者連絡先	TEL XXX-XXX-XXXX メール XXX@XXX.XXX

●問合せ内容 (該当項目に☑チェック (いくつでも))

- 事業者登録について
- 変更交付申請について
- 販売完了報告について
- その他 ()
- 交付申請について
- 事業実績報告について
- 制度全般・基準等について

(内容)
・〇〇について

※必要に応じて別紙、資料を添付してください

問合せ先

〒950-0087 新潟市中央区東大通 1-3-8 明治安田生命ビル1階
にいがた安心こむすび住宅推進事業事務局
電話：025-288-5563 (平日 9:00～17:00・不定休)
メールアドレス：niigata_komusubi@nta.co.jp (随時)

(送付先・問合せ先は、時点の情報をホームページでご確認ください)

様式ダウンロード
こむすび HP 事業者向け情報「2 相談・申請窓口」→



POINT

- ・ 事業に関する質問などがあれば、この様式を使って事務局のほうにメールにて質問を送ってください。
- ・ 問い合わせの多い事項については、今回の緑字のように、手引きに直接補足する形で対応いたします。

ご清聴ありがとうございました！

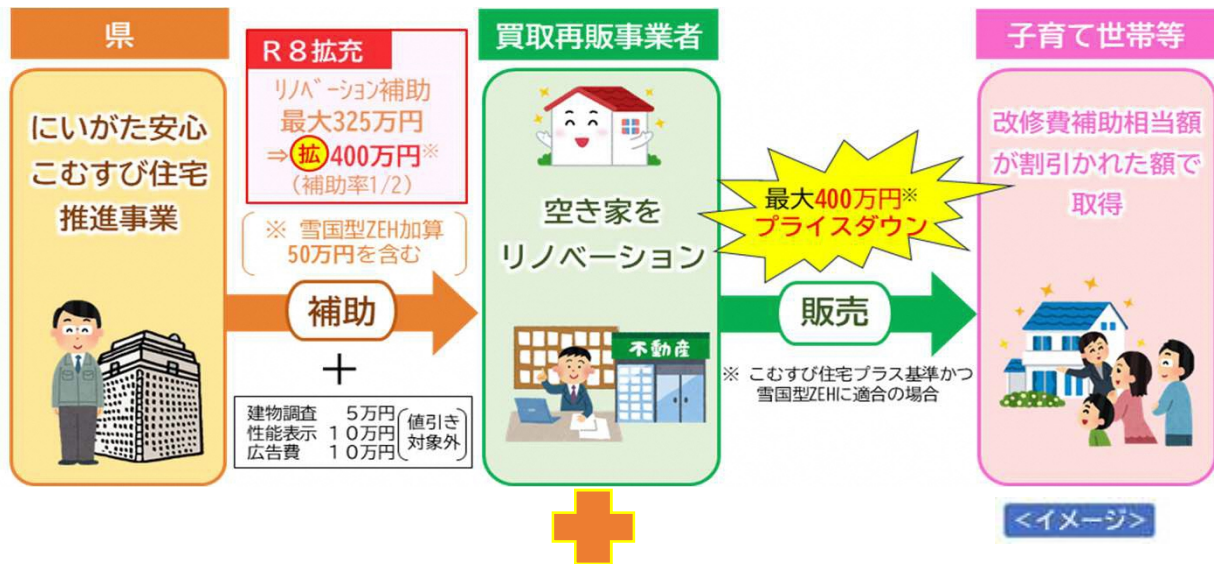


新潟県 と 住宅金融支援機構 が

安全・安心な子育て世帯向け住宅の流通の促進のため連携

助成金【新潟県】

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金



金利引下げ【住宅金融支援機構】

【フラット35】 地域連携型（子育て支援）

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

対象となる補助事業	金利引下げ
にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金	当初10年間 年▲1.0%※

※【フラット35】リノベ（金利Aプラン）対象住宅で、子ども（借入申込年度の4月1日において18歳未満）が1人または若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日において40歳未満）の場合

【フラット35】地域連携型のお問合せ

☎お電話でのお問合せ先

住宅金融支援機構 首都圏業務第二部
営業グループ

048-658-5677



※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金のお問合せ

☎お電話でのお問合せ先

新潟県 土木部 都市局 建築住宅課 街並み推進係

025-280-5442



※ 補助制度には予算金額が設定されており申請期間内であっても、予算額を超える申請があった日をもって受付を終了します。



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

詳しくは裏面へ

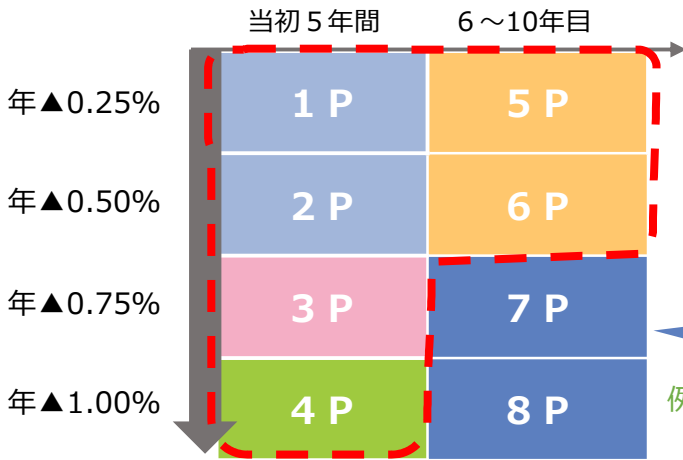
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金では

- 対象となる安心こむすび住宅の基準を満たすリノベ住宅が【フラット35】リノベ (Bプラン) の要件を満たし
- 申請者が子育て世帯、若者夫婦世帯で【フラット35】子育てプラスの要件を満たすことから

少なくとも、**6ポイント** を獲得

- 【フラット35】リノベ (Bプラン)
- 【フラット35】子育てプラス
- 【フラット35】中古プラス
- 【フラット35】地域連携型



さらに…

【フラット35】リノベ (Aプラン) の場合 +2ポイント

例) 断熱等性能等級4、かつ、一次エネルギー消費量等級6の住宅 (省エネ設備取換えなどの工事実施)

【フラット35】借入金利から

当初**10年間 年1.0%引下げ**

住宅ローン返済額のシミュレーション

借入額：2,000万円

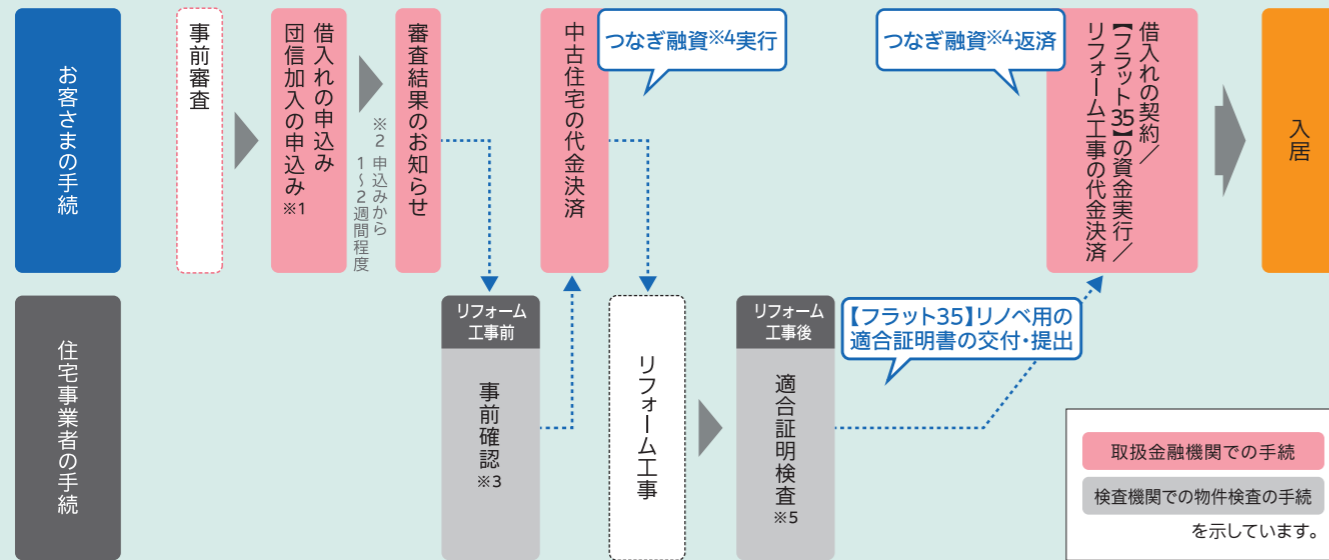
返済額の比較	1~5年目	6~10年目	11年目以降
変動型 (35年元利均等返済)	0.950% 約5.6万円/月	1.950% 約6.4万円/月	2.950% 約7.2万円/月
【フラット35】 (35年元利均等返済)	1.49% 約6.1万円/月		2.49% 約6.9万円/月
【フラット20】 (20年元利均等返済)	1.17% 約9.4万円/月		2.17% 約9.8万円/月

変動型：令和8年4月の都銀等5機関の中央値 (優遇後)、5年後・10年後に1.0%ずつ上昇として計算
【フラット35】、【フラット20】：令和8年4月最頻金利、『8ポイント』の金利引下げの場合

ご利用手続の流れ

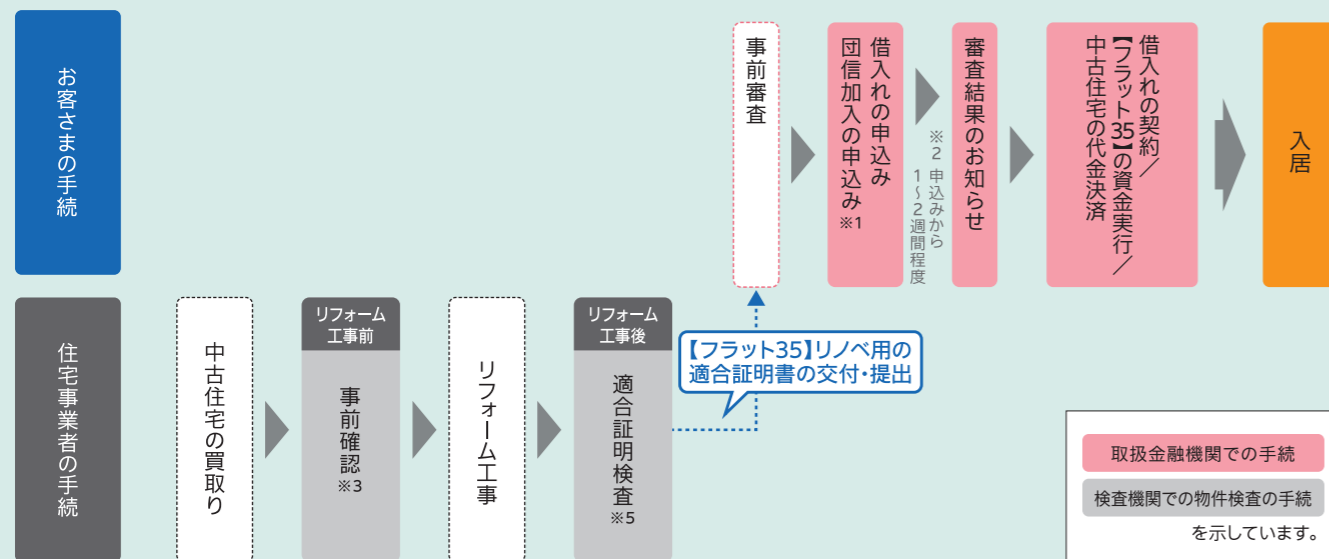
【フラット35】リノベとは、中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォームを実施することで、金利を引き下げることのできる制度です。
 「中古住宅を購入後に自らリフォーム工事を行う場合(リフォーム一体タイプ)」(下記【1】)と
 「住宅事業者がリフォーム工事を行った中古住宅を購入する場合(買取再販タイプ)」(下記【2】)があります。

【1】お客さまが中古住宅を購入してリフォームを行う場合(リフォーム一体タイプ)



*上図は、一般的な手続の流れを示しています。
 *借入申込先は、【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)の取扱金融機関となります。

【2】住宅事業者によりリフォーム工事が行われた中古住宅を購入する場合(買取再販タイプ)



*上図は、一般的な手続の流れを示しています。
 *借入申込先は、【フラット35】の取扱金融機関となります。

※1 取扱金融機関によって、事前審査のお申込みにあわせて団信加入の申込みができる場合があります。※2 申込みから審査結果のお知らせまでの期間は目安です。申込時期などにより前後することがあります。※3 リフォーム工事前の中古住宅について、【フラット35】の技術基準への適合状況を適合証明機関(検査機関または適合証明技術者をいいます。)が確認します。リフォーム工事を行う住宅が中古マンションららくフラット35等の場合または買取再販タイプの場合は「事前確認」を省略することができます。※4 リフォーム一体タイプの資金実行はリフォーム工事完了後となります。中古住宅の代金決済の際に「つなぎ融資」が必要な場合は、取扱金融機関にご相談ください(「つなぎ融資」は取扱金融機関等のローンです。)。※5 リフォーム工事後の中古住宅について、【フラット35】および【フラット35】リノベの技術基準に適合していることを適合証明検査機関が確認します。リフォーム工事後の「適合証明検査」を省略できる場合があります。詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

2026年4月作成

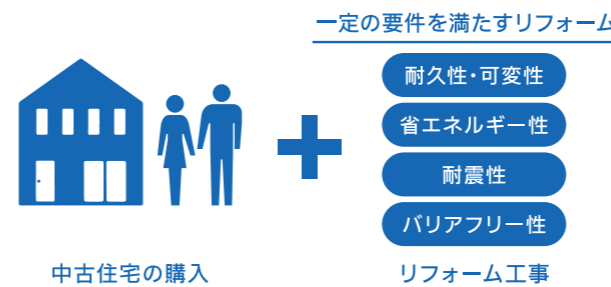


ずっと固定金利の安心 【フラット35】リノベ

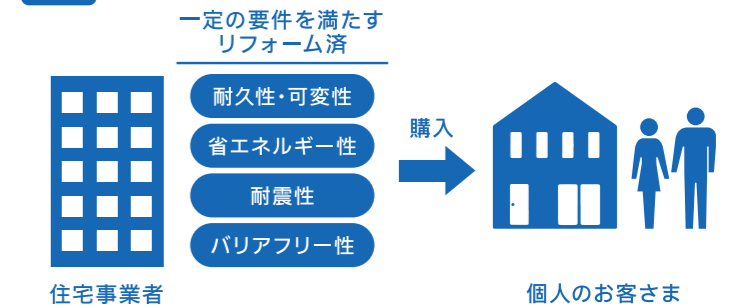
中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォームを実施することで、金利を引き下げることのできる制度です。

- ①お客さまが中古住宅を購入してリフォームを行う場合でも、
- ②住宅事業者によりリフォームが行われた中古住宅を購入する場合でも適用となります。

ケース1 中古住宅を購入後、リフォームを行う



ケース2 リフォーム済みの中古住宅を購入する



金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】リノベ(金利Aプラン)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲1.0%
【フラット35】リノベ(金利Bプラン)	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.5%

(注)【フラット35】リノベでの金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。
 (注)【フラット35】リノベは、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型との併用はできません。
 (注)【フラット35】リノベは、中古住宅の購入の際にご利用いただけます(住宅の建設、新築住宅の購入および借換えの際には利用できません。)

【フラット35】リノベをご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション
 お客さまの体験談等はこちら

フラット35 検索 <https://www.flat35.com>



お電話でのお問合せ (カスタマーセンター) **0120-0860-35** 通話無料
 ハロー フラット35
 お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
 国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
 Tel 048-615-0420(通話料金が掛かります。)

【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

ご利用いただくための要件

【フラット35】リノベをご利用いただくためには、下表の要件に適合する必要があります。

各基準および手続の詳細は、
フラット35サイト(www.flat35.com)
でご確認ください。



■【フラット35】リノベの利用条件

【フラット35】リノベ(金利Aプラン)をご利用いただくためには、下記【1】および【3】の条件を、
【フラット35】リノベ(金利Bプラン)をご利用いただくためには、下記【2】および【3】の条件を満たした場合に対象となります。

【1】次表の(1)から(7)までのうち、いずれか1つ以上を満たすリフォーム工事を行うこと。

【フラット35】リノベ(金利Aプラン)

リフォーム工事後に次のいずれかの基準に適合しており、選択した基準に関する工事が行われた住宅であること。

省エネルギー性	(1)断熱等性能等級4の住宅で、かつ、一次エネルギー消費量等級6以上の住宅 (2)断熱等性能等級5以上の住宅で、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上の住宅※
耐震性	(3)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4)免震建築物
バリアフリー性	(5)高齢者等配慮対策等級3以上の住宅
耐久性・可変性	(6)長期優良住宅 (7)劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同建て住宅などについては、一定の更新対策が必要)

※ 認定低炭素住宅および性能向上計画認定住宅については、2022年度に改正の認定基準に適合し認定を受けたものに限り。

*リフォーム工事前にすでに住宅要件に適合している場合でもご利用いただけます。この場合、金利Bプランの表において、その住宅の要件の性能区分(省エネルギー性、耐震性など)に対応したリフォーム工事を行う必要があります。

【2】次表のいずれかのリフォーム工事を行うこと。

【フラット35】リノベ(金利Bプラン)

次のいずれかのリフォーム工事(下表は工事の一例)が行われた住宅であること。

省エネルギー性	断熱材の追加工事／断熱性の高い開口部への交換工事／ 高効率空調機・高効率給湯機・太陽光発電設備等の設置工事 など
耐震性	壁・筋かい等の設置工事 など
バリアフリー性	手すりの設置工事／通路または出入口の幅員拡幅工事／ バリアフリートイレまたは浴室への交換工事 など
耐久性・可変性	床材の交換工事／屋根・外壁の塗装・防水工事／天井・内壁等の壁紙等の交換工事 など

【3】次表の(1)から(4)までのうち、「中古住宅の維持保全に係る措置」のいずれかを行うこと。

(1)インスペクションの実施	住宅の劣化状況、性能等について専門家による建物状況調査を実施することです。中古住宅の売買に際して建物の状態を把握することで、売買におけるトラブル発生リスク軽減、ひいては売買の安心・安全にもつながります。
(2)瑕疵保険の付保等	既存住宅売買瑕疵保険またはリフォーム瑕疵保険を付保することです。これらの保険は、引渡しを受けた住宅の保険対象部分に瑕疵が見つかった場合に、その補修費用をまかなうことができる保険です(詳しくは、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ(https://www.kashihoken.or.jp)をご覧ください。) <small>(注)融資対象住宅について、売主等が既存住宅売買瑕疵保険またはリフォーム瑕疵保険と同等の保証を行っている場合は、当該保証でも差し支えありません。</small>
(3)住宅履歴情報の保存	リフォーム工事に関する写真および図書(工事箇所を示す図面、詳細図面等)について、保存形式や保存場所を明確にした上で買主が保存することです。いつ、どのようなリフォーム工事を行ったかを記録として残しておくことで、将来、点検・リフォーム・売買等を行う際に、履歴情報が活用できます。
(4)維持保全計画の作成	リフォーム工事後の住宅について、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための措置等を定めた、計画期間が30年以上の維持保全計画を作成することです。

*この措置がとられていることを、適合証明機関(検査機関または適合証明技術者をいいます。)による物件検査において確認します。

*上記の要件のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他の融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】リノベの技術基準・物件検査のお問合せ

【フラット35】リノベ技術サポートダイヤル **0120-689-520**

営業時間:9:00~17:00
(土日、祝日、年末年始は休業)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。Tel 03-5800-8163(通話料金がかかります。)

※技術基準・物件検査のお問合せ以外は、カスタマーセンター 0120-0860-35までお問合せください。(営業時間 9:00~17:00、祝日・年末年始は休業)

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上1億2,000万円以下(1万円単位)で、購入価額(非住宅部分を除き、【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)を利用する場合にあっては、購入価額とリフォーム工事費の合計額をいう。以下同じ。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関による物件検査を受ける必要があります。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さまの負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】リノベは、新築住宅の建設、購入および借換えの際には利用できません。また、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型との併用はできません。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。